

目次

はじめに

- (1) 図書館の在り方・公共図書館の使命
- (2) 現状の図書館のサービスと課題

1 新しい図書館の在り方

- (1) 新しい図書館の目指すサービス
  - ①図書館の再編と施設設備の適正規模
- (2) 新しい図書館の特色
  - ①読み聞かせ事業を中心とした子育て支援に対応した図書館
  - ②地域情報を発信する図書館

2 多くの町民が利用する図書館

- (1) 利用者の階層に対応した図書館
- (2) 図書館経営に求められるもの
  - ①利用者の立場に立った経営
- (3) 町民に身近な図書館
  - ①広報活動の充実
  - ②多様な職員の活用とサービスの向上

3 郷土資料の収集・保存・公開

- ①収集・保存の一元化と図書館での公開

4 内藤秀因水彩画記念館の在り方

- ①内藤秀因画伯の紹介と作品の展示
- ②町民が活用できる展示スペース

おわりに

## はじめに

庄内町立図書館建設整備検討会は庄内町立図書館建設整備検討会設置要綱（平成 18 年庄内町教育委員会告示第 10 号）により 7 名の委員で構成され、平成 18 年 6 月以来 10 回の検討会を開催してきました。検討会での意見集約を行い、ここに報告をするものです。

各回においては、庄内町にふさわしい規模と特色を持った新しい図書館はどうあるべきかを中心に検討してきました。また、郷土資料の取り扱いや内藤秀因水彩画記念館の在り方についても検討しました。

### （１）図書館の在り方・公共図書館の使命

図書館は、図書館法第 2 章第 17 条の規定により、あらゆる年齢層の利用者に無料で開放される施設です。また、利用者は開館時間中であれば自由な時間に訪れ、館内のスペースを利用して過ごすことができる施設です。

私たちは、本や人との出会いの場を提供するという図書館の基本的な役割を大切に、いっそう充実させてほしいと考えます。これからの図書館は、これまで果たしてきた役割に加えて、課題解決や調査研究の要望にもきちんと応えていかなければなりません。子育て支援といった地域課題への対応、地域の情報拠点としての役割など、新たな課題にも取り組む必要があります。

全国的な図書館の現状を見ると、図書館の設置率は町立では 53.9%にとどまっています。（「平成 17 年度文部科学省図書館に関するデータ」より）

しかし、社会の変化や地域住民の要望の多様化への対応のためにも、必要な知識や情報が適切に入手できるような環境整備は不可欠であり、図書館の存在意義は年々高まっています。

公共図書館は、知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設です。

そういった役割を果たすためには次のような考え方をを持った新しい図書館が必要と考えます。

- ・ 快適で、地域に親しまれる図書館
- ・ 子育て支援や青少年の読書普及に資する図書館
- ・ 社会や地域の変化に対応する図書館
- ・ 使いやすく、働きやすい図書館

### （２）現状の図書館のサービスと課題

現状の図書館に対するイメージとしては、本を無料で貸し出す場所、学生が勉強するための空間、生涯学習事業等の開催に参加できる施設として受け止められています。また、これまでの図書館のサービスも、貸し出しやリクエストサービスのみを重要視してきた経緯があります。

しかし、今、図書館を取り巻く環境は変化しており、特にこれまで不十分であったレファレンスサービス、地域の課題解決・調査研究の援助の充実が求められています。また、職員の資質の向上や効率的な運営の検討、関係機関との連携といった課題もあります。

現在の庄内町立図書館には、公立図書館には必要不可欠と思われる視聴覚資料閲覧ブース、読み聞かせ会が開催できるような独立スペース、生涯学習講座を受講できるような研修室や会議室もありません。更に、地域の情報を得たり学習ツールとして活用することのできるインターネット使用ブースの設置についても、多くの要望があります。公共施設として整備すべき障害者用トイレも必要です。

老朽化や施設の狭さに伴う利用の不便さについても利用者より多く指摘されています。書架が高架であるために図書を選択したり手に取ったりするのに支障をきたしています。また書架と書架の間隔が非常に狭いため、利用者同士がすれ違うこともできません。開架スペースの狭さは閉架ス

ペースへの資料の移動に結びつき、本来開架書架に配置すべき資料の多くが閉架書庫に配架されている状況にあります。

今後更なる拡大が望まれるレファレンスサービスの専用カウンターの設置や、子育て支援という地域課題に対応できるようなスペースの整備等も不十分です。また、庄内町の情報を提供したり集積する役割も果たせていません。

新しい図書館は、そのような現状の課題を克服し、かつ住民が要望するサービスや役割を提供するにふさわしい規模や機能が必要と考えます。

そして、図書館が地域を支える情報拠点と位置づけられ、地域や住民に役立つ図書館として認識されることを期待します。

それらを踏まえ、報告では次のようにとりまとめしました。

- 1 新しい図書館の在り方
- 2 多くの町民が利用する図書館
- 3 郷土資料の収集・保存・公開
- 4 内藤秀因水彩画記念館の在り方

## 1 新しい図書館の在り方

公共図書館として、どうあるべきかを検討してきましたが、次の点について特に留意されるよう望みます。

### (1) 新しい図書館の目指すサービス

公共図書館は、その性格から文字通り公共性が高くなければなりません。そのためには利用者にとって使いやすい図書館であると同時に、利用者が受けられるサービスについても、より満足が得られるものでなければならぬと考えます。以下に庄内町としてふさわしい図書館について施設内容、規模を記します。

#### ①図書館の再編と施設整備の適正規模

当初は中央館を配置し、遠隔地居住者の利用のために図書館分館を配置しましたが、分館の利用者は極めて少なく、費用対効果からみて存続を含めて検討する必要があると考えます。

図書館から遠隔地に居住の利用者について、特に交通弱者や児童等自ら自動車を運転できない方々の利用については、学区・地区公民館の情報端末、自宅のパソコンや携帯電話等の情報ツールにより検索・予約ができるようにシステムを整備し、図書館から学区・地区公民館まで申込まれた図書資料を配送するシステムを構築すべきと考えます。将来的には、宅配を視野に入れた対応が望まれます。

施設設備については限られた人員で図書館奉仕を行い、管理運営業務ができるように設計されるべきものと考えます。面積については中間報告に明示しましたが、2,000㎡を上限とし、すべての町民にやさしい建物である必要があります。設計においてはユニバーサルデザインを取り入れ、単に外観のデザインを優先するのではなく、維持管理の面で容易であるように工夫されるべきと考えます。

面積算定に係る構成要素は次の通りです。

利用部門	開架スペース	図書
		新聞・雑誌
		視聴覚資料
		郷土資料
		通路その他の空きスペース
	閲覧スペース	個人席

		閲覧席（閲覧机 4～6 人用） 軽読書席（ソファ・スツール・カーペット・畳） 共同閲覧室（個人及びグループで利用できるスペース） 視聴覚資料閲覧ブース インターネット使用ブース 談話室（軽食・飲料を摂ることができるスペース） 通路その他の空きスペース
	ワークスペース	貸出し返却カウンター 読書相談カウンター 郷土資料カウンター カウンター周り 予約書棚
	集会・会議	受講室（机席 50 人室） 会議室（机席 20 人室） 読み聞かせ用スペース（30 組 舞台仮設）
	展示・情報発信	展示室・情報発信室
	自動販売機	自動販売機の設置されたスペース
事務部門	総務・企画・奉仕等	事務室・館長室（応接室） 図書資料の収集・整理 コンピュータ室（サーバ） 厚生 職員等ロッカー
書庫	閉架書庫	自立書架 集密書架（可動式）
	書庫作業室	作業室
	貴重書庫	郷土資料・貴重本・稀覯本書庫
その他	施設	エントランス トイレ・洗面所（障害者・乳幼児対応） 授乳室 電気室 機械室 物品収納庫
	機能	空調設備 床暖房（児童室等一部）

これらの諸要素を効率的に配置し、何より施設維持管理が行いやすい設計である必要があります。

## （２）新しい図書館の特色

### ①読み聞かせ事業を中心とした子育て支援に対応した図書館

公立図書館として、子育て支援については一定の配慮をすべきと考えます。特に、幼児期の読み聞かせの重要性に着目し、それを支援する事業を展開するとともに、新しい図書館で実施可能とする施設設備の整備が必要と考えます。また、日常的な他の来館者が快適に読書できるようにぎやかにできる部屋と静かに読書する部屋については施設内での配置に配慮する必要があります。

## ②地域情報を発信する図書館

庄内町の出来事や産物等、行われる事業等について、できるだけ多くの情報を提供することは町のためにも重要なことと思われまます。来館者にアピールするとともに情報の集積を図書館が担うことは重要です。各種展示可能なスペースと併せて、地域情報に特化した情報発信スペースを整備する必要があります。

## 2 多くの町民が利用する図書館

公共図書館として、多くの町民が利用してこそ、その真価が発揮されます。一般的に図書館の利用者の実数は、その町の人口の過半に至らないとも言われています。多くの町民の方々が利用するために施設としての魅力と読書の楽しさについては日常的に伝えていかなければなりません。

### (1) 利用者の階層に対応した図書館

図書館の利用者は幼児から高齢者まで各層の方々がいます。公立図書館として各階層の読書傾向に配慮した選書を行い、それを広報紙やインターネットのホームページを通じて広く周知する必要があります。また、選書基準からは外れるものの利用者の要望の高い図書資料については、ある程度収書する必要があります。また、他館との相互貸借を活用する等、町民各層の読書欲求を満たすために他館との連携を一層強化してもらいたいと考えます。

施設的には、障害者・高齢者・乳幼児が快適に時間を過ごせるようなユニバーサルデザインを取り入れ、来館者に安心と安全な施設利用を実現してもらいたいと考えます。

### (2) 図書館経営に求められるもの

公共図書館と言えども効率性や経営感覚は必要なものと考えます。限られた予算を有効に使い、来館者の満足度を上げるために一層の努力と工夫をすべきです。

#### ①利用者の立場に立った経営

図書館運営に係るコストの圧縮や配置された職員の業務の確立等、運営の効率化を図る取組の強化に併せて、適正な職員数の配置は、利用者の利便性・快適性の追求の元で進められなければなりません。多様化する読書傾向にすばやく対応した読書相談業務については読書指導を含めて、カウンター業務として日常化し深化しなければならないと考えます。これは選書についても同様で、多様化する地域社会の要求の把握に努め、その要望に対して予算の範囲内で効率的に図書資料購入を行う必要があります。こうした地域社会の要望は施設整備にも活かされる必要があります。

公共図書館としての性格を明確にし、地域社会の要望を積極的に取り入れ、適正な規模での図書館運営を行うには、図書館奉仕の業務の個々の内容に応じた委託化の検討も必要と考えます。

### (3) 町民に身近な図書館

#### ①広報活動の充実

公共図書館の利用者実数を直視し、その公共性の確保に意を用いると共に、より多くの町民の方々からの図書館利用を促進する必要があります。そのためには広報活動の一層の充実が求められます。現在も広報紙に図書館の新刊図書のコラムを掲載していますが、より広範に、図書館からの情報を選別して発信することは重要と言えます。さらに広報紙に限らず、インターネットのホームページの充実や検索システムに加えて予約システムの導入や携帯電話への情報提供やメール・マガジン等、あらゆる機会を捉えて図書館の利用と読書の楽しさを伝えることは継続して強化しなければなりません。施設の魅力や蔵書の豊富さ、事業の内容等は今以上に情報発信すべきです。

#### ②多様な職員の活用とサービスの向上

職員については、資格・勤務経験・研修歴等により適切な業務分担を行い、特に専門性を持つ司書については、人材の確保とその活用について検討し嘱託職員・臨時職員・ボランティア職員等と

して活用することが急務です。特に、新しい図書館の場合、施設面積が広くなるという物理的側面に加え、開館時間や休館日の設定についても、地域の実状に合わせた対応が求められます。そのためには適正な職員規模の確定と、多様な雇用形態の職員の雇用を検討する必要があります。

### 3 郷土資料の収集・保存・公開

#### ①収集・保存の一元化と図書館での公開

旧町での古文書・郷土資料の管理については、旧余目町では図書館、史料調査室が中心的に収集・管理し、旧立川町では教育委員会の社会教育係で行っていました。旧余目町の郷土史料はすでにデータベース化され図書館において公開されていますが、旧立川町の古文書や郷土史料は一定の整理はされているものの公開までには至っていない状況にあります。これを旧余目町の古文書・郷土資料と同水準に整理するには、史料の解読や分類のうえ公開・非公開の区分を行い、早急にデータベース化して図書館で公開することが課題となります。

現在、文化財保護や指定に関することは文化振興係が担当しております。したがって、将来に向けて古文書・郷土資料については、文化振興係が管理保管すべき資料と図書館が収蔵・データベース化・公開すべき資料との区分けを行う必要があります。

ただし、図書館の現状の職員体制では古文書のデータベース化作業は困難と考えられますので、文化振興係と十分協議し必要人員を配置したうえで対応されることを望みます。

### 4 内藤秀因水彩画記念館の在り方

#### ①内藤秀因画伯の紹介と作品の展示

庄内町内藤秀因水彩画記念館は、本町出身者で元日本水彩画会理事長であった内藤秀因画伯の水彩画 1,983 点(内、油絵 1 点)を収蔵・展示し町内外に紹介しております。

平成 4 年度から作品を四季に合わせ 56 点を展示し、59 回の四季展示(6 月・9 月・12 月・3 月)と、1 回の特別展を重ねて約 3,200 点を展示してきておりますが、重要作品は四季に合わせて再掲しており、収蔵の全作品展示にはまだ至っておりません。

今後は、内藤秀因画伯の遺品であるイーゼルやパレット絵筆などの展示を行うなど、さらに内藤画伯の人となりを紹介して行く必要があると考えられます。

#### ②町民が活用できる展示スペース

もともと絵画収蔵館として建設された内藤秀因水彩画記念館は展示スペースとしては手狭であり、展示される作品同士が密着していることや、大型作品を離れた位置から鑑賞できないなど、鑑賞に際して適切な展示スペースの確保ができていない状況にあります。しかし、建設してからまだ 12 年しか経過していないことから、建物として利活用しないということはもったいないとの意見で一致しました。

このことから新しい図書館には内藤秀因水彩画記念館を併設せず、今の場所に残すべきと考えます。新しい図書館が建設された後は今の図書館部分を内部改造して、アトリエ的な創作スペースと、新たな展示スペースを設けて活用する方法も考えられます。

### おわりに

私たち庄内町立図書館建設検討会としては、新しい図書館の建設場所は庄内町の地形的中心地に置くよりは、住家が集積して人口の集中している市街地で近くに教育施設のある場所にするべきとする意見と、庄内町の将来構想に沿うべきとの意見もあり、一致を見ませんでした。 「文化の森整備事業Ⅱ期工事」と整合させる場合は、単館の図書館または複合施設をも考慮すべきとの意見が出されました。

さらに、新しい図書館の建設時期については、図書館創立 100 周年(平成 24 年)記念を、新しい図書館で迎えることができればとの意見が出されました。

この庄内町立図書館建設整備検討会の報告書が新しい図書館建設に活かされて、私たちが求める図書館が早期に建設されることを切望し報告いたします。

# 庄内町立図書館建設整備検討会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日

庄内町教育委員会告示第 10 号

(設置)

第 1 条 新しい図書館の建築に係る機能、配置及び施設設備の調査研究を行うため「庄内町立図書館建設整備検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 検討会は、次の事項について調査研究する。

- (1) 図書館の機能、配置及び施設設備の改善に関する事項
- (2) 図書資料等収集及び選書の改善に関する事項
- (3) 古文書と町史資料の収集及び保存の改善に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 検討会の委員は、7 人以内で構成し、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

3 委員は、次のとおりとする。

- (1) 公募による者 4 人以内
- (2) 識見を有する者 3 人

4 検討会に委員の互選により、委員長及び副委員長 1 人を置く。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、庄内町立図書館が担当する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。



## 庄内町立図書館建設整備検討委員会委員

委員長	日野 淳	常万	公募による委員
副委員長	小林 秋雄	松野木	社会教育委員
委員	齋藤 紀世子	緑町（立）	公募による委員
委員	小野寺 姫	館	社会教育委員
委員	吉田 節子	梵天町	公募による委員
委員	松浦 貴弘	東一番町	公募による委員
委員	齋藤 弘吉	余目中学校長	社会教育委員

## 会議開催状況

- 【第1回】 平成18年6月14日（木） 余目第四公民館・視聴覚室  
出席委員 7名  
委嘱状交付。委員長、副委員長の選任。  
協議 図書館の現況について、旧余目町「文化の森Ⅱ期構想」で示された図書館等の考え方
- 【第2回】 平成18年7月4日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 7名  
協議 庄内町立図書館の視察、「新しい図書館」の機能、役割、サービスについて
- 【第3回】 平成18年8月1日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 4名  
協議 「新しい図書館」の機能、役割、サービスについて
- 【第4回】 平成18年8月22日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 6名  
協議 「新しい図書館」の機能、役割、サービスについて
- 【第5回】 平成18年9月12日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 6名  
協議 「新しい図書館」の機能、役割、サービスについて総括
- 【第6回】 平成18年9月29日（金） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 7名  
協議 庄内町立図書館建設整備検討会・中間報告の取りまとめ
- 【第7回】 平成18年10月24日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 5名  
協議 新しい図書館における古文書・町史資料の取り扱いについて
- 【第8回】 平成18年11月14日（火） 庄内町立図書館・自習室  
出席委員 4名  
協議 新しい図書館における古文書・町史資料の取り扱いについて

【第9回】 平成19年1月16日(火) 庄内町立図書館・自習室

出席委員 6名

協議 本報告の取りまとめと新しい図書館ができた後の既設図書館建物の利活用について

【第10回】 平成19年3月6日(火) 庄内町立図書館・自習室

出席委員 4名

協議 本報告の取りまとめについて

※ 平成19年3月15日(木)に第10回庄内町立図書館建設整備検討委員会で協議された内容について、委員長が最終確認を行い報告書を提出した。